

Corporate Governance

コーポレート・ガバナンスの状況

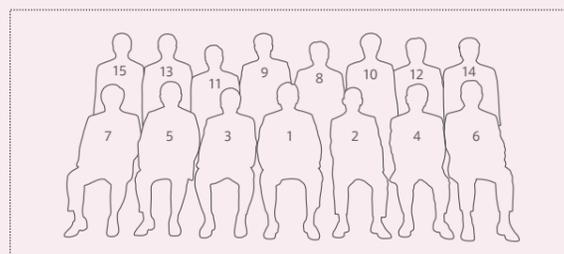
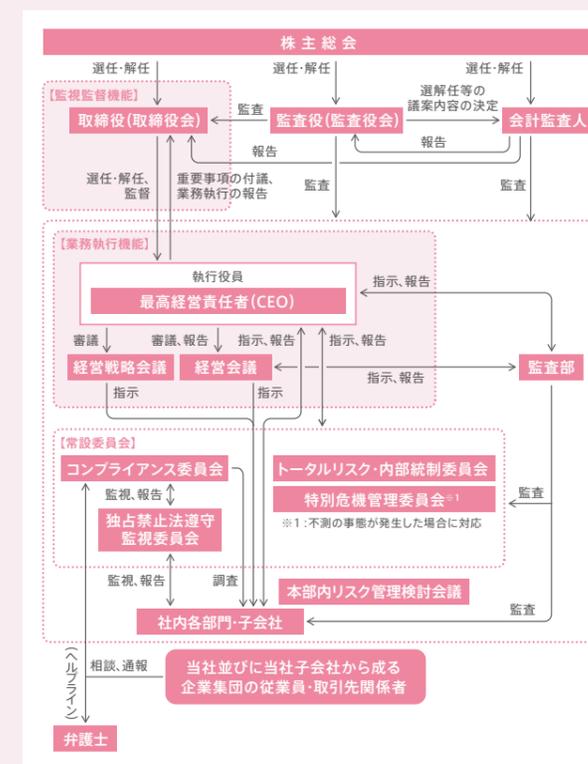
コーポレート・ガバナンス



内部統制システム

当社は、内部統制の目的を「業務の有効性、効率性の確保（業務目的の達成）」、「財務報告の信頼性確保」、「法令の遵守（コンプライアンス）」であると認識し、内部統制の一層の強化・改善に努力しています。当社の内部統制は、トータルリスク・内部統制委員会が会社法や金融商品取引法などが要請する内部統制に関する基本方針の審議および経営会議体等で決定された方針に基づく全社横断的な施策の推進を担っています。また、内部統制の目的を達成するため、業務執行体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制および財務報告に係る内部統制推進体制を整備し、内部監査部門（監査部）にてこれらの有効性を確認しています。

コーポレートガバナンスと内部統制の仕組み



- 1 代表取締役 取締役会長
加藤 泰彦
- 2 代表取締役社長 CEO^{※1}
田中 孝雄
- 3 代表取締役副社長
岡田 正文
(社長補佐、営業部門総括、
営業推進部担当、輸出管理室長)
- 4 代表取締役常務取締役
山本 隆樹
(監査部、人事総務部門、資材部門
および環境安全管理部門担当、CCO^{※2})

※1 CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
※2 CCO：コンプライアンスに関する全社統括責任者（Chief Compliance Officer）

1. 基本的な考え方

当社で、今日まで培ってきた複合技術とグローバルな事業活動での経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する「ものづくり企業」として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営方針としています。この経営方針に基づき、全てのステークホルダーの皆様へ企業として存続する価値を評価いただけるように努めています。その実現のために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制、透明性が高く、かつ株主重視の公正な経営システムを構築、維持することを極めて重要な施策として位置付けています。

- 5 取締役 常務執行役員
小峯 裕之
(エンジニアリング事業本部長)
- 6 取締役 常務執行役員
斐田 慎介
(機械・システム事業本部長)
- 7 取締役 常務執行役員
福田 典久
(船舶・艦艇事業本部長)
- 8 取締役
西畑 彰
(経営企画および技術開発本部担当)
- 9 取締役
中村 潔
(財務経理部門およびIR室担当)
- 10 取締役
徳久 徹
(社外取締役)
- 11 取締役
田中 稔一
(社外取締役)
- 12 常勤監査役
入江 泰雄
- 13 常勤監査役
北嶋 義久
- 14 監査役
今井 和也
- 15 監査役
矢作 光明

2. 体制

当社は、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、会計監査人を設置しています。平成27年6月26日現在、当社の取締役会は11名で構成されており、取締役のうち2名が非常勤の社外取締役です。当社の監査役会は4名で構成されており、監査役のうち2名が非常勤の社外監査役です。また、取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しており、取締役会にて選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲し、最高経営責任者（CEO）の統括の下、執行役員は担当業務を遂行します。

1. 業務執行体制

取締役会により決定された基本方針に基づく業務執行のために、経営会議体として「経営戦略会議」と「経営会議」を設け、それぞれの機能に応じ審議を行い迅速かつ機動的な意思決定を進めています。業務執行体制は、取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図っています。

2. コンプライアンス体制

当社並びに国内の当社子会社から成る企業集団の役員・従業員全員に「企業行動規程」を配布し周知徹底に努めています。海外の当社子会社には、地域の状況にあわせて適時、子会社社長にコンプライアンス体制及び実施状況の確認を行っています。コンプライアンス施策の周知徹底と調査報告のための機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、問題の早期発見のため「ヘルプライン」を設け、コンプライアンス委員会事務局または弁護士が、従業員等から相談や通報を直接受ける体制を整えています。なお、公共事業の受注活動に関する遵法性の確保のために、各部門において自主チェックを行うとともに、「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し監視しています。

2014年度の具体的な取り組み

企業活動に関連する法令や当社の「企業行動規程」への理解を深めるために、当社新入社員および子会社新任役員向けのコンプライアンス研修会をはじめ、営業部門、支社・支店長および子会社向けに各種研修会を年間合計13回実施しました。また、毎年10月の企業倫理強化月間では、役員、ライン長、子会社社長に法令遵守の誓約書を提出させています。

3. リスク管理体制

当社は、経営諸活動全般に係る種々のリスクを体系的に把握、評価し、適正なリスク負担限度枠の範囲での業務運営を図るトータルリスクマネジメントを推進しており、経営戦略会議で決定したトータルリスクマネジメントの方針に則り、トータルリスク・内部統制委員会の下に全社横断的な取り組みを推進しています。また、事業運営上のリスクについては、各事業本部に「本社内リスク管理検討会議」を設置し、各事業本部において自主リスクチェックを行います。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」で迅速な対応を行います。

2014年度の具体的な取り組み

業務を執行する各取締役が内外の経営環境の変化に対応してリスクを適切に見直し、かつそれぞれの方針を確認し共有するために、毎年、各取締役の担当業務における重要なリスクおよび内部統制の基本方針を見直し、管轄組織に周知徹底を行いました。

4. 財務報告に係る内部統制推進体制

財務報告の信頼性確保については、毎年経営会議体で財務報告の内部統制の評価に関する基本方針を定め、トータルリスク・内部統制委員会を通して財務報告に係る内部統制の整備及び運用の評価を行い必要に応じて是正を行っています。